

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月22日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第35号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和33年岩手県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(全額支給限度額の特例適用職員)</p> <p>第7条の2 給与条例第29条第2項第1号又は給与等条例第24条第2項第1号に規定する人事委員会規則で定める職員は、給与条例第29条第1項第1号若しくは第3号に掲げる職員又は給与等条例第24条第1項第1号若しくは第3号に掲げる職員のうち、アイジーアールいわて銀河鉄道株式会社が運行する鉄道（以下「いわて銀河鉄道」という。）又は三陸鉄道株式会社が運行する鉄道（以下「三陸鉄道」という。）を利用する職員で次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) いわて銀河鉄道又は三陸鉄道の利用に要する給与条例第29条第2項第1号及び給与等条例第24条第2項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が<u>45,000円</u>を超える職員</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(自動車等使用者の手当の支給額)</p>	<p>(全額支給限度額の特例適用職員)</p> <p>第7条の2 給与条例第29条第2項第1号又は給与等条例第24条第2項第1号に規定する人事委員会規則で定める職員は、給与条例第29条第1項第1号若しくは第3号に掲げる職員又は給与等条例第24条第1項第1号若しくは第3号に掲げる職員のうち、アイジーアールいわて銀河鉄道株式会社が運行する鉄道（以下「いわて銀河鉄道」という。）又は三陸鉄道株式会社が運行する鉄道（以下「三陸鉄道」という。）を利用する職員で次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) いわて銀河鉄道又は三陸鉄道の利用に要する給与条例第29条第2項第1号及び給与等条例第24条第2項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が<u>55,000円</u>を超える職員</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(自動車等使用者の手当の支給額)</p>
<p>第7条の3 給与条例第29条第2項第2号及び給与等条例第24条第2項第2号に規定する人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる片道の自動車等の使用距離（道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づく交通の規制により恒常的に往路と帰路との通勤の経路を異にしなければならない場合その他人事委員会の認める場合にあつては、往路及び帰路の距離の2分の1の距離）の区分に応じ、当該各号に定める額（給与条例第6条の2第1項及び給与等条例第7条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等、給与条例第29条第2項第2号及び給与等条例第24条第2項第2号に規定する短時間勤務職員又は職員の修学部分休業に関する条例（平成17年岩手県条例第20号）第2条第1項に規定する修学部分休業の承認を受けている職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあつては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 14キロメートル以上16キロメートル未満の場合 <u>9,300円</u></p>	<p>第7条の3 給与条例第29条第2項第2号及び給与等条例第24条第2項第2号に規定する人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる片道の自動車等の使用距離（道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づく交通の規制により恒常的に往路と帰路との通勤の経路を異にしなければならない場合その他人事委員会の認める場合にあつては、往路及び帰路の距離の2分の1の距離）の区分に応じ、当該各号に定める額（給与条例第6条の2第1項及び給与等条例第7条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等、給与条例第29条第2項第2号及び給与等条例第24条第2項第2号に規定する短時間勤務職員又は職員の修学部分休業に関する条例（平成17年岩手県条例第20号）第2条第1項に規定する修学部分休業の承認を受けている職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあつては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 14キロメートル以上16キロメートル未満の場合 <u>9,200円</u></p>

- (8) 16キロメートル以上18キロメートル未満の場合
10,500円
- (9) 18キロメートル以上20キロメートル未満の場合
11,600円
- (10) 20キロメートル以上22キロメートル未満の場合
12,700円
- (11) 22キロメートル以上24キロメートル未満の場合
13,800円
- (12) 24キロメートル以上26キロメートル未満の場合
14,900円
- (13) 26キロメートル以上28キロメートル未満の場合
15,900円
- (14) 28キロメートル以上30キロメートル未満の場合
17,000円
- (15) 30キロメートル以上32キロメートル未満の場合
18,000円
- (16) 32キロメートル以上34キロメートル未満の場合
18,900円
- (17) 34キロメートル以上36キロメートル未満の場合
19,900円
- (18) 36キロメートル以上38キロメートル未満の場合
21,000円
- (19) 38キロメートル以上40キロメートル未満の場合
22,200円
- (20) 40キロメートル以上45キロメートル未満の場合
24,100円
- (21) 45キロメートル以上50キロメートル未満の場合
27,000円
- (22) 50キロメートル以上55キロメートル未満の場合
29,800円
- (23) 55キロメートル以上60キロメートル未満の場合
32,700円
- (24) 60キロメートル以上65キロメートル未満の場合
35,500円
- (25) 65キロメートル以上の場合 38,300円

(併用者の区分及び支給額)

第7条の4 給与条例第29条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額並びに給与等条例第24条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額

- (8) 16キロメートル以上18キロメートル未満の場合
10,400円
- (9) 18キロメートル以上20キロメートル未満の場合
11,500円
- (10) 20キロメートル以上22キロメートル未満の場合
12,600円
- (11) 22キロメートル以上24キロメートル未満の場合
13,700円
- (12) 24キロメートル以上26キロメートル未満の場合
14,800円
- (13) 26キロメートル以上28キロメートル未満の場合
15,800円
- (14) 28キロメートル以上30キロメートル未満の場合
16,900円
- (15) 30キロメートル以上32キロメートル未満の場合
17,900円
- (16) 32キロメートル以上34キロメートル未満の場合
18,800円
- (17) 34キロメートル以上36キロメートル未満の場合
19,700円
- (18) 36キロメートル以上38キロメートル未満の場合
20,700円
- (19) 38キロメートル以上40キロメートル未満の場合
21,700円
- (20) 40キロメートル以上45キロメートル未満の場合
23,300円
- (21) 45キロメートル以上50キロメートル未満の場合
25,800円
- (22) 50キロメートル以上55キロメートル未満の場合
28,400円
- (23) 55キロメートル以上60キロメートル未満の場合
30,800円
- (24) 60キロメートル以上65キロメートル未満の場合
33,000円
- (25) 65キロメートル以上の場合 35,000円

(併用者の区分及び支給額)

第7条の4 給与条例第29条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額並びに給与等条例第24条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額

は、次に掲げるとおりとする。

(1) 給与条例第29条第1項第3号又は給与等条例第24条第1項第3号に掲げる職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及びその距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア [略]

イ 1箇月当たりの運賃等相当額及び前条に定める額の合計額が45,000円を超える職員（第7条の2に規定する職員（以下「特例職員」という。）を除く。）その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と45,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が20,000円を超えるときは、20,000円）を45,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額

ウ 特例職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額及び前条に定める額の合計額が60,000円を超える職員 その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と60,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円）を60,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額

(2)・(3) [略]

(支給日等)

第8条の3 [略]

2・3 [略]

4 給与条例第29条第4項及び給与等条例第24条第4項の人事委員会規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、給与条例第29条第4項及び給与等条例第24条第4項の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 職員が2以上の普通交通機関等を利用するものとして給与条例第29条第2項第1号又は給与等条例第24条第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、1箇月当たりの運賃等相当額等が45,000円（特例職員にあつては、60,000円）を超

は、次に掲げるとおりとする。

(1) 給与条例第29条第1項第3号又は給与等条例第24条第1項第3号に掲げる職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及びその距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア [略]

イ 1箇月当たりの運賃等相当額及び前条に定める額の合計額が55,000円を超える職員（第7条の2に規定する職員（以下「特例職員」という。）を除く。）その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と55,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が20,000円を超えるときは、20,000円）を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額

ウ 特例職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額及び前条に定める額の合計額が60,000円を超える職員 その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と60,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が15,000円を超えるときは、15,000円）を60,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額

(2)・(3) [略]

(支給日等)

第8条の3 [略]

2・3 [略]

4 給与条例第29条第4項及び給与等条例第24条第4項の人事委員会規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、給与条例第29条第4項及び給与等条例第24条第4項の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 職員が2以上の普通交通機関等を利用するものとして給与条例第29条第2項第1号又は給与等条例第24条第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円（特例職員にあつては、60,000円）を超

えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

- (2) 職員が給与条例第29条第2項第1号又は給与等条例第24条第2項第1号及び第7条の3に定める額の通勤手当を支給される場合において、1箇月当たりの運賃等相当額及び同条に定める額の合計額が45,000円（特例職員にあっては、60,000円）を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(返納の事由及び額等)

第9条の2 [略]

- 2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る給与条例第29条第5項及び給与等条例第24条第5項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1箇月当たりの運賃等相当額等（第7条の4第1号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び第7条の3に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が45,000円以下（特例職員にあっては、60,000円以下）であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等（同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が45,000円（同号の改定後に特例職員になる者にあっては、60,000円）を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由を生じた場合にあってはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払い戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

- (2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が45,000円（特例職員にあっては、60,000円）を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア [略]

イ 第8条の3第4項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 通勤手当の額を支給単位期間の月数で除して得た額に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る

えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

- (2) 職員が給与条例第29条第2項第1号又は給与等条例第24条第2項第1号及び第7条の3に定める額の通勤手当を支給される場合において、1箇月当たりの運賃等相当額及び同条に定める額の合計額が55,000円（特例職員にあっては、60,000円）を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(返納の事由及び額等)

第9条の2 [略]

- 2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る給与条例第29条第5項及び給与等条例第24条第5項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1箇月当たりの運賃等相当額等（第7条の4第1号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び第7条の3に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が55,000円以下（特例職員にあっては、60,000円以下）であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等（同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円（同号の改定後に特例職員になる者にあっては、60,000円）を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由を生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

- (2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円（特例職員にあっては、60,000円）を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア [略]

イ 第8条の3第4項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 通勤手当の額を支給単位期間の月数で除して得た額に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての普通交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る

係る最後の月である場合にあっては、0円)

3 [略]

様式第2号(第4条関係)

(第一面)

[略]

[略]	
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が <u>45,000円</u> (特例職員にあっては60,000円)を超えるとき	[略]

備考1・2 [略]

3 ※欄において、(ア)は1箇月当たりの運賃等相当額と45,000円(特例職員にあっては60,000円)の差額の2分の1に45,000円(特例職員にあっては60,000円)を加えた額(上限65,000円)を、(イ)は支給単位期間の月数を記載してください。

[略]

(第二面)

[略]	
[略]	[略]
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が <u>45,000円</u> (特例職員にあっては60,000円)を超えていた場合規則第9条の2第2項第2号の月数と人事委員会の定める額(算出基礎)	[略]
[略]	[略]

[略]

る最後の月である場合にあっては、0円)

3 [略]

様式第2号(第4条関係)

(第一面)

[略]

[略]	
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が <u>55,000円</u> (特例職員にあっては <u>60,000円</u>)を超えるとき	[略]

備考1・2 [略]

3 ※欄において、(ア)は1箇月当たりの運賃等相当額と55,000円(特例職員にあっては60,000円)の差額の2分の1に55,000円(特例職員にあっては60,000円)を加えた額(上限75,000円)を、(イ)は支給単位期間の月数を記載してください。

[略]

(第二面)

[略]	
[略]	[略]
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が <u>55,000円</u> (特例職員にあっては <u>60,000円</u>)を超えていた場合規則第9条の2第2項第2号の月数と人事委員会の定める額(算出基礎)	[略]
[略]	[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の通勤手当に関する規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。